

# 羽生市建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月改定

羽 生 市

# 羽生市建築物耐震改修促進計画の改定概要

## 1. 改定の背景

### (1) 羽生市建築物耐震改修促進計画の計画期間満了

- 平成28年3月に改定した本計画の計画期間は、平成22年度から令和2年度までの11年間。
- 耐震化の状況や社会情勢の変化等を考慮し計画の見直しを行い、また、耐震化に関する国や県の施策や耐震化の進捗状況により、計画期間の延長を検討。

### (2) 法の規定に基づく基本方針の改正 [平成28年3月25日 国土交通省告示第529号]

- 令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標  
[平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号]
- 令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象物をおおむね解消することを目標

### (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正 [平成31年1月1日施行]

- 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について耐震診断が義務化

### (4) 埼玉県建築物耐震改修促進計画の一部改定 [令和元年7月]

- 耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定

## 2. 主な改定内容

### (1) 計画期間

- 計画期間について、国の基本方針・県耐震改修促進計画に基づき、5年間延長した。  
平成22年度～令和2年度（11年間） ⇒ 令和3年度～令和7年度（5年間延長）

### (2) 耐震化率の目標

- 令和元年度の耐震化率の現状を推計し、令和7年度までの目標を示した。
- 住宅については、令和2年度の耐震化率の目標を95%としたが、令和元年度の耐震化率の推計値が92%であるため、引き続き、目標を県と同様に95%とした。
- 多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物については、令和7年度の耐震化の目標を国・県と同様におおむね解消とした。

区 分	現状値 (R2. 3. 31)	目標値 (H28改定)	目標値 (見直し後)
住 宅	92% (推計値)	95% (R2)	95% (R7)
多数の者が利用する建築物 (民間)	98%	95%以上 (R2)	おおむね解消 (R7)

- 多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物については、計画的に耐震化を進めており、目標通り平成27年度で100%である。

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1	計画策定の目的と背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	対象区域及び対象建築物	3
<b>第 2</b>	<b>想定される地震の規模・被害</b>	<b>4</b>
1	県と市の地震履歴	4
2	羽生市周辺の地震環境	4
3	羽生市周辺地盤の揺れやすさ	4
4	想定される地震の規模及び被害の状況	4
<b>第 3</b>	<b>建築物の耐震化の現状と目標</b>	<b>6</b>
1	国及び埼玉県の住宅及び建築物	6
2	羽生市の住宅	6
3	羽生市の多数の者が利用する建築物	8
<b>第 4</b>	<b>建築物の耐震化を促進するための取り組み</b>	<b>12</b>
1	基本的な取組方針	12
2	耐震化を促進するための環境整備	13
<b>第 5</b>	<b>計画の進行と管理</b>	<b>16</b>

# 第 1 計画の基本的事項

## 1 計画策定の目的と背景

### (1) 計画の目的

羽生市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を最小限に止め、地震災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

過去の地震被害の教訓を踏まえ平成 7 年 10 月に制定された『耐震改修促進法』が平成 18 年 1 月に改正され、この中で「都道府県は、耐震改修促進計画を定めるものとする」、「市町村は、耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとする」と記されている。そこで埼玉県では、平成 19 年 3 月に『埼玉県建築物耐震改修促進計画』を策定した。本市に於いても、本計画を平成 22 年 3 月に策定した。

その後、国は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による地震被害をうけて、今後発生が予想されている南海トラフの巨大地震被害を想定した。その結果、今後、南海トラフの巨大地震や首都直下型地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視される。

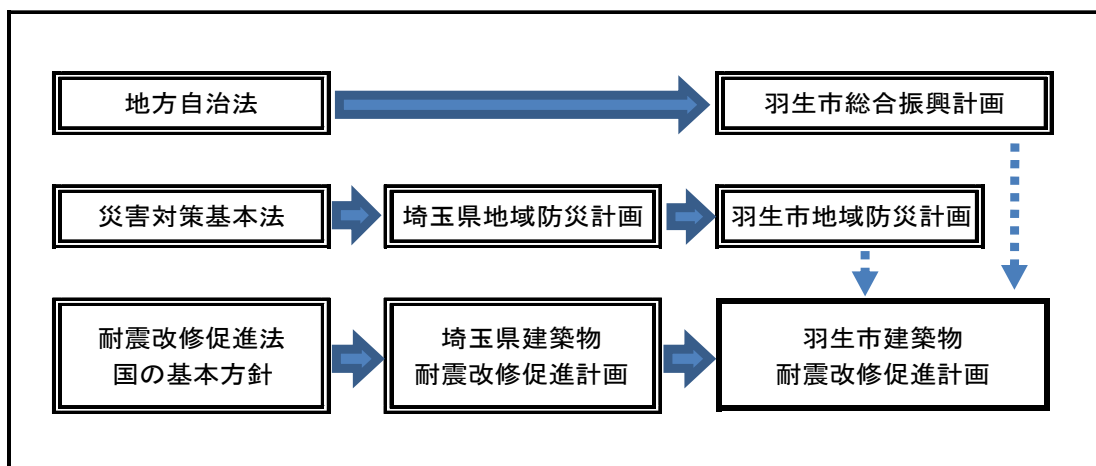
そこで、大地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正された。

また、平成 22 年度から実施されてきた本計画が 6 年間の目標計画が終了することになっていたが、国の『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月国土交通省告示第 184 号）』（以下「国の基本方針」という。）の改正（平成 25 年 10 月改正告示）、『首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）』及び『改定埼玉県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）』に基づき、建築物の耐震化率の目標値を見直しし、計画期間を延長する必要があるため本計画を改定した。

さらに、令和 2 年度で目標計画年度が終了することから、平成 28 年 3 月に改正された『国の基本方針』に基づき、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標が示され、埼玉県の計画である『埼玉県建築物耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月）』も改正されたため、本計画も改定を行うものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、『羽生市総合振興計画』等の上位計画や『埼玉県建築物耐震改修促進計画』及び『羽生市地域防災計画』等の関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項を具体的に定めることとする。

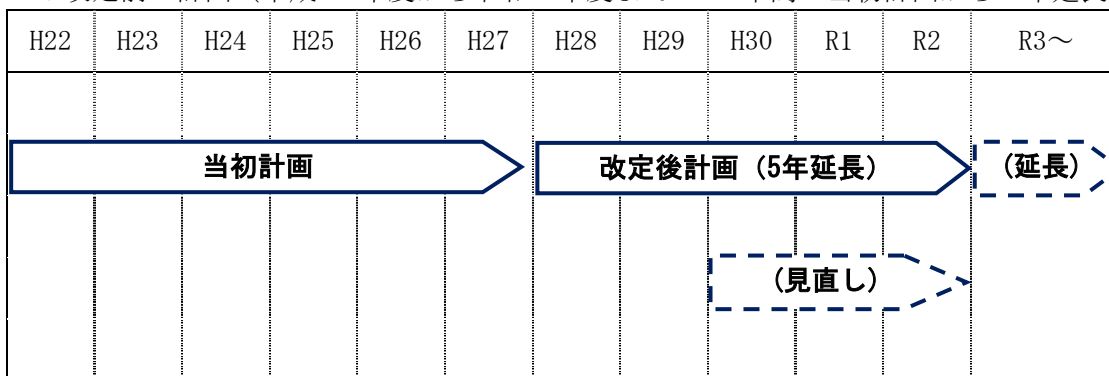


## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、当初、平成22年度から平成27年度までの6年間としていたが、平成28年度から令和2年度までの5年間延長し、さらに、令和3年度から令和7年度までの5年間延長とする。

なお、耐震化の状況や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行う。

▼改定前の計画（平成22年度から令和2年度までの11年間：当初計画から5年延長）



▼改定後の計画（計画の終期を令和7年度までとする：当初計画から10年延長）



#### 4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、羽生市全域とする。

耐震化を促進する対象建築物は、昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された旧耐震基準の建築物のうち、以下の建築物とする。

ただし、耐震化率の算定にあつては、新耐震基準の建築物も含むものとする。

種 類	対 象
住 宅	戸建住宅、長屋、共同住宅、併用住宅
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号で定める建築物(*)

#### (\*)多数の者が利用する建築物一覧

本計画における用途分類	耐震改修促進法第14条第1号(施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院・診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため施設	3階	1,000㎡

## 第2 想定される地震の規模・被害

### 1 県と市の地震履歴

県内では、過去に何回か大きな地震で被害を受けている。中でも大きな地震としては、1855年（安政2年）の安政江戸地震〔M6.9〕、1923年（大正12年）の関東地震（関東大震災）〔M7.9〕、1931年（昭和6年）の西埼玉地震〔M6.9〕、2011年（平成23年）の東日本大震災〔M9.0〕が挙げられる。

市内では、近年の地震で被害規模が大きいものは、関東地震（関東大震災）で家屋全壊47軒、半壊22軒の被害が発生した。

また、記憶に新しい東日本大震災においては、市内で最大震度5強が観測され、被害状況としては建物半壊4軒、屋根瓦の落下1,055軒の被害であった。

### 2 羽生市周辺の地震環境

地震は、プレート境界で発生する地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層で発生する地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別される。

プレートによる地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東地震と同等の巨大地震〔M8クラス〕と、それらの地震の間に発生する大地震〔M7クラス〕の発生が想定されている。

このようなプレートによる地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震後80年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層による地震は、地下の比較的浅いところにある岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震も震源域が非常に浅いところで発生した場合には、兵庫県南部地震のように非常に激しい被害をもたらすことになる。

### 3 羽生市周辺地盤の揺れやすさ

国の中央防災会議においては、表層地盤の揺れやすさを相対的に示した地図を公表している。これによると、県の南東部が地震の影響により比較的大きな揺れが想定されているほか、利根川などの河川や河川流域周辺などの低地に沿った地域では、表層地盤が軟らかいため揺れやすくなっている。

### 4 想定される地震の規模及び被害の状況

埼玉県では、過去の地震履歴や地震環境を考慮して、平成24・25年に『埼玉県地震被害想定調査』を行い、結果を公表している。この調査では、①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④関東平野北西縁断層帯地震、⑤立川断層帯地震による地震の5想定地震について被害想定を行っている。

また、活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置を設定し、関東平野北西縁断層帯地震で3点（北、中央、南）、立川断層帯地震は2点（北、南）のパターンを想定している。

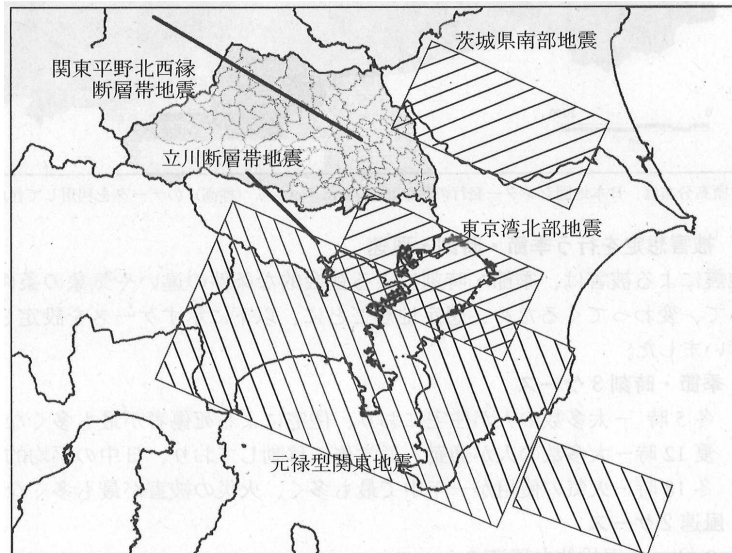
羽生市の被害状況をまとめると、次のとおりである。

### 想定される地震の規模

想定地震	震度	地震のタイプ
東京湾北部地震	5強	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	5強	
元禄型関東地震	5弱	
関東平野北西縁断層帯地震（北）	6弱	活断層で発生する地震
関東平野北西縁断層帯地震（中央）	6強	
関東平野北西縁断層帯地震（南）	6強	
立川断層帯地震（北・南）	5弱	

※活断層による地震については、破壊開始の始まる位置を( )内に表す。

### 想定地震の断層位置図



### 被害予測

想定地震	揺れ+液状化による被害			
	全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)
東京湾北部地震	0	0.00	0	0.00
茨城県南部地震	26	0.11	48	0.20
元禄型関東地震	0	0.00	0	0.00
関東平野北西縁断層帯地震（北）	96	0.40	926	3.86
関東平野北西縁断層帯地震（中央）	195	0.81	1,370	5.72
関東平野北西縁断層帯地震（南）	84	0.35	770	3.21
立川断層帯地震（北・南）	0	0.00	0	0.00

※埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）より建物総数の比率を掛け合わせ、按分し算出。



### 第3 建築物の耐震化の現状と目標

#### 1 国及び埼玉県の住宅及び建築物

国の基本方針では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」及び「住生活基本計画」における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としている。

埼玉県においては、埼玉県建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）の中で、住宅の耐震化率を、令和元年度（現状）の93.2%から令和7年度には95%とする目標を設定している。

同様に多数の者が利用する建築物の耐震化率を、国・市町村有建築物については、令和元年度97.6%から令和7年度には100%とする目標を設定しており、民間建築物については、令和元年度の約94.0%から令和7年度にはおおむね解消とする目標を設定している。

また、耐震診断義務付け建築物の耐震化率を、令和元年度の約94.2%から令和7年度にはおおむね解消とする目標を設定している。

#### 2 羽生市の住宅

##### (1) 耐震化の現状

耐震化率の算出は、国及び埼玉県に準じて「住宅・土地統計調査(平成20、25、30年)」を用いるものとし、算出方法についても、国及び埼玉県に準じて算出し、前計画で算出した数値も見直しするものとする。

羽生市における住宅の耐震化率は、上記調査によると、平成20年10月1日時点の実績は74.3%、平成25年10月1日時点の実績は88.1%、平成30年10月1日時点の実績は91.4%となり、平成20、25、30年の各数値を基に推計した令和元年度末の耐震化率は92.2%となる。同様に、令和2年度末の耐震化率は92.7%となる。

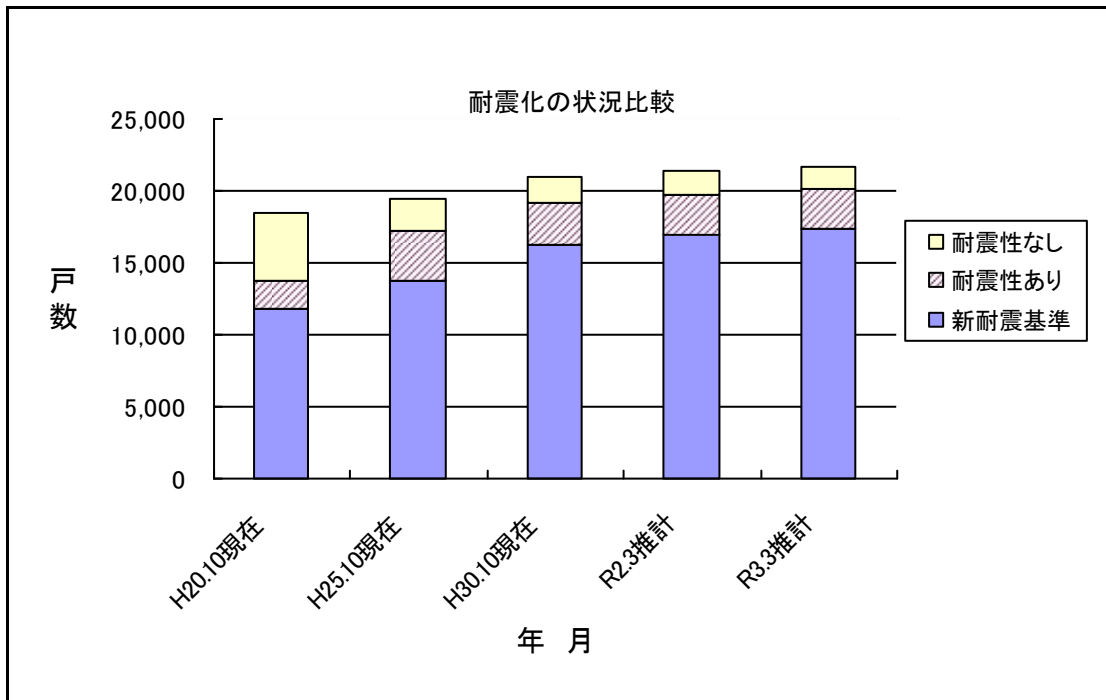
##### 住宅の耐震化率の現状と推計

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
平成20年10月1日	6,600	4,739	1,861	11,870	18,470	74.3%
平成25年10月1日	5,727	2,310	3,417	13,773	19,500	88.1%
平成30年10月1日	4,731	1,800	2,931	16,279	21,010	91.4%
令和2年3月31日※	(4,450)	(1,665)	(2,785)	(16,941)	(21,391)	(92.2%)
令和3年3月31日※	(4,263)	(1,575)	(2,688)	(17,382)	(21,645)	(92.7%)

※令和2年3月31日及び令和3年3月31日の数値については、平成20年10月1日から平成30年10月1日の調査結果を基に推計

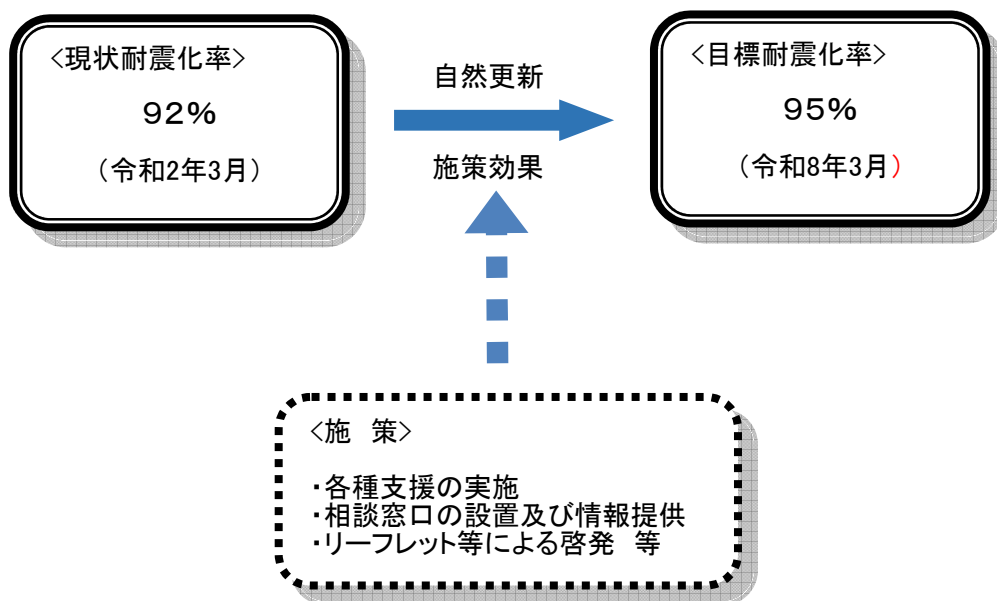
## 住宅の耐震化の推移



### (2) 目標設定

住宅の耐震化率を高めることは、地震による人的被害を縮小させる効果が大きいとされている。このため、建て替えなどによる自然更新に加えて、引き続き、住宅の所有者等の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用負担軽減等の取り組みを行うことにより耐震化率の向上を図る。

そこで、令和7年度末における住宅の目標耐震化率は県と同様に引き続き95%とする。



### 3 羽生市の多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、市有建築物と民間建築物では、役割や目的が異なるため、それぞれの建築物ごとに耐震化の現状と目標を以下に示す。

#### (1) 耐震化の現状（令和2年3月末時点）

##### ア) 市有建築物

耐震改修促進法第14条第1号に該当する市有建築物は全体で23施設23棟であり、平成27年3月31日時点で、既に耐震化率100%を達成している。

#### 市有建築物の耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	8	0	8	7	15	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸共同住宅等	2	0	2	1	3	100%
社会福祉施設等	—	—	—	—	—	—
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	1	0	1	0	1	100%
合計	12	0	12	11	23	100%

※「劇場・集会場等」とは、ここでは市民プラザ、産業文化ホール、中央公民館を指す

※「賃貸共同住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿等であり、ここでは市営住宅を指す

※「その他一般庁舎」とは、ここでは市庁舎を指す

※「その他」とは、運動施設であり、ここでは体育館を指す

## イ) 民間建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号及び第 2 号に該当する民間建築物は全体で 79 施設であり、耐震化率は 98.7%である。

病院・診療所を除くすべての用途については、耐震化率が 100%となっており、病院・診療所の耐震化率のみ 83.3%となっている。

### 民間建築物の耐震化率

(単位：施設)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b	c			
学校	0	0	0	4	4	100%
病院・診療所	1	1	0	5	6	83.3%
劇場・集会場等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	0	0	0	1	1	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸共同住宅等	2	0	2	2	4	100%
社会福祉施設等	2	0	2	20	22	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	6	0	6	33	39	100%
合計	11	1	10	68	79	98.7%

※「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園

※「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、映画館、公会堂など

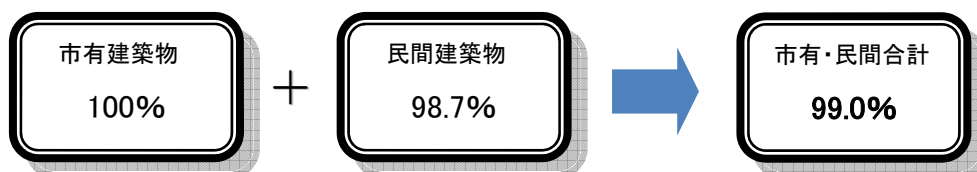
※「店舗等」とは、展示場、物品販売業を営む店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店など

※「賃貸共同住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿

※「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

※「その他」とは、事務所、サービス業を営む店舗、運動施設、博物館、工場など

## ウ) 市有建築物と民間建築物の合計



## (2) 目標設定

### ア) 市有建築物

#### (i) 市有建築物の耐震化率

前述のとおり、現状の市有建築物の耐震化率は100%である。

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時には、学校や公民館は避難場所として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの建築物が応急対応の拠点施設として機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

そのため、引き続き耐震改修促進法第14条第1号に該当しない市有建築物についても耐震化を進めていく。

#### 市有建築物の耐震化率

用途分類	当初策定 (H21.3時点)	H28.3改定 (H27.3時点)	R3.3改定 (R2.3現在)	目標 (R8.3時点)
学校	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
病院・診療所	—	—	—	—
劇場・集会場等	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
店舗等	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—
賃貸共同住宅等	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
社会福祉施設等	—	—	—	—
消防庁舎	—	—	—	—
その他一般庁舎	0%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初で達成
その他	0%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初で達成
平均	91%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初で達成

#### (ii) 耐震安全性の目標値

用途により、国の定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月18日国営計第76号）を準用し、その数値以上とする。

## イ) 民間建築物

現状の民間建築物の耐震化率は 98.7%である。

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものである。

埼玉県は、民間建築物の令和 7 年度における耐震化率の目標をおおむね解消としているため、羽生市もこれに準じおおむね解消とし、できる限り 100%を目標とする。

### 民間建築物の耐震化率

用途分類	当初策定 (H21.3時点)	H28.3改定 (H27.3時点)	R3.3改定 (R2.3現在)	目標 (R8.3時点)
学校	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
病院・診療所	66.6%	⇒ 83.3%	⇒ 83.3%	⇒おおむね解消
劇場・集会場等	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
店舗等	66.6%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初で達成
ホテル・旅館等	100%	⇒ 100%	⇒ 100%	⇒当初から達成
賃貸共同住宅等	40.0%	⇒ 80.0%	⇒ 100%	⇒H28改定で達成
社会福祉施設等	86.6%	⇒ 95.2%	⇒ 100%	⇒H28改定で達成
消防庁舎	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—
その他	90.3%	⇒ 92.1%	⇒ 100%	⇒H28改定で達成
平均	81.3%	⇒ 92.3%	⇒ 98.7%	⇒おおむね解消

## ウ) 市有建築物と民間建築物の合計



## 第4 建築物の耐震化を促進するための取り組み

### 1 基本的な取組方針

住宅や建築物の耐震化を促進していくためには、その所有者等が地震防災対策を自らの問題かつ地域の問題として捉え、耐震化に意識して取り組むことが重要である。地震により住宅・建築物の被害が発生した場合、自らの生命と財産はもとより道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないことを十分認識して取り組む必要がある。

羽生市では、住宅や建築物の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう、環境の整備を進める。

#### (1) 住宅

市民の生活拠点となっている住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦れき処理などの負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

しかしながら、住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実といった措置が必要である。

#### (2) 市有建築物（多数の者が利用する建築物）

市有建築物については、災害時には、避難場所等として活用されるほか、災害対策本部が設置されるなど、多くの建築物が避難・災害対策の拠点として重要な施設となる。

このため、日常の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

したがって、耐震改修促進法第14条第1号に該当しない市有建築物についても耐震化に積極的に取り組むものとする。

#### (3) 民間建築物（多数の者が利用する建築物）

民間建築物についても、多くの者が利用する建築物は、地震が発生した場合に大きな被害が想定されることから、耐震診断・耐震改修が行われるよう埼玉県と連携・協力しながら所有者等に対して意識啓発や情報提供の充実に努める。

#### (4) その他（緊急輸送道路沿道の建築物）

緊急輸送道路は、災害時の防災拠点を連絡するほか、多数の者の円滑な避難、救急・消防活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っている。したがって、これらの道路に接する建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないことがないようしなければならない。そこで、関係機関との連絡を密にし、緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化の状況把握とその促進に努める。なお、『埼玉県建築物耐震改修促進計画』において、「地震発生時に通行を確保すべき道路（＝緊急輸送道路）」として指定された路線のうち、羽生市内の部分は次のとおりである。

## 埼玉県緊急輸送道路（羽生市内）

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
①	東日本高速	E4	高速	東北自動車道	羽生市喜右衛門新田（加須市境） ～羽生市下村君（群馬県境）
①	埼玉県	122	補国	国道 122 号	羽生市神戸（加須市境） ～羽生市上新郷（群馬県境）
①	埼玉県	125	補国	国道 125 号	羽生市町屋（加須市境） ～羽生市下川崎（122 号との交差点）
①	埼玉県	125	補国	国道 125 号	羽生市須影（122 号との交差点） ～羽生市下新郷（行田市境）
1	埼玉県	32	主要	鴻巣羽生線	羽生市砂山（125 号との交差点） ～羽生市小松台（122 号との交差点）
1	埼玉県	84	主要	羽生栗橋線	羽生市小松台（122 号との交差点） ～羽生市北荻島（羽生IC入口との交差点）
2	羽生市	112	市町村	市道 0112 号線	羽生市東 7 丁目 14-8 ～羽生市下羽生 325-4
2	羽生市	125	市町村	市道 0125 号線	羽生市東 6 丁目 16-1 ～羽生市東 7 丁目 14-8
2	羽生市	235	市町村	市道 0235 号線	羽生市東 6 丁目 15-1 ～羽生市東 6 丁目 16-1
2	埼玉県	84	主要	羽生栗橋線	羽生市北荻島（羽生IC入口との交差点） ～羽生市三田ヶ谷（三田ヶ谷礼羽線との交差点）
2	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	羽生市桑崎（122 号との交差点） ～羽生市西（羽生実業高校入口）
2	埼玉県	366	一般	三田ヶ谷礼羽線	羽生水郷公園 ～羽生市三田ヶ谷（羽生栗橋線との交差点）

## 2 耐震化を促進するための環境整備

### （1）意識啓発・知識の普及

#### ア)地震ハザードマップの公表

市では、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性などを記載した地震ハザードマップを作成し公表している。これは、地震に関する情報を視覚化により、わかり易くまとめたものである。

#### イ)相談窓口の設置

建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように、耐震に関する相談窓口を設置し、情報の提供や不安の解消に努める。



#### ウ) セミナー・講習会の開催

埼玉県及び関係団体と連携して、地震防災に関する講演会等を開催し、地震防災・耐震化に関する知識の普及・啓発に努める。

#### エ) 防災ガイドブックの配布

市では、地震や洪水などの災害に対しての日頃からの備えをはじめ、災害発生時の心構えと行動等をまとめたガイドブックを各世帯へ配布し、市民の防災に対する意識向上を図る。

### (2) 耐震改修化を促進するための支援措置

#### ア) 羽生市木造住宅耐震診断補助

昭和56年以前に建築された一戸建て住宅を対象として、自己の住宅の耐震性を確認してもらうために、建築士による耐震診断を受診した市民に対して、費用の一部を補助するものである。

#### イ) 羽生市木造住宅耐震改修補助

昭和56年以前に建築された一戸建て住宅を対象として、耐震不足と判定された自己の住宅を耐震改修した市民に対して、費用の一部を補助するものである。

#### ウ) 簡易耐震診断（無料）の実施

木造2階建て以下の住宅については、簡易な方法により、おおよその耐震性能を把握することができる。このため、耐震補強を行う動機づけとなるよう、住宅所有者に対して、職員による簡易耐震診断（無料）を実施する。

#### エ) 羽生市住宅改修補助

市民が自己用住宅を改修する場合、一定の条件の下、費用の一部を補助する制度を設けている。この制度は耐震改修にも適用できるため、経済負担が軽減されるよう制度の利用促進に向け情報提供に努める。

#### オ) リフォーム融資制度

住宅や建築物の耐震改修を行う場合、金融機関や公共団体による各種融資制度が用意されているが、広く周知されていない状況である。市では住民に対して、これら融資制度の情報提供に努める。

### (3) その他の取り組み

#### ア) 関係団体等による協議会の活用

市は、県・市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携のもとに住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

#### イ)地震保険の加入促進等普及啓発

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要がある。このため、「地震保険料所得控除制度」により、所得税・住民税に係る地震保険料の控除が受けられることなど周知し普及啓発に努める。

#### ウ)窓ガラス、外壁（看板等）及び吊り天井の落下防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

#### エ)ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

このため、地震に対する緊急輸送道路沿道や通学路沿道の安全性の確保を目的とし、県や関係機関等と連携して、ブロック塀の安全性向上について取り組む。

#### オ)新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適合建築物への地震対策の促進に努める。

#### カ)現場パトロールの実施

現場パトロールを適宜実施し、安全性に問題のある建築物の早期発見に努める。

《彩の国既存建築物地震対策協議会（令和2年4月時点）》

会員75団体（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体）

※建築関係団体（11団体）

- ・一般社団法人埼玉建築士会
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- ・一般社団法人埼玉県建築安全協会
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- ・一般社団法人埼玉県建設業協会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・埼玉土建一般労働組合
- ・建設埼玉
- ・埼玉県住まいづくり協議会
- ・一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA埼玉)

## 第5 計画の進行と管理

羽生市は、本計画の目標達成に向けて適切な進行管理を行う。

民間建築物や住宅については、耐震化の進捗状況を確実に把握できるよう、建築関係団体や地域住民等との連携・協力を進めていく。

### ▼ 羽生市役所本庁舎の耐震化の状況



### ▼ 羽生市立南中学校の耐震化の状況



### ▼ 羽生市体育館の耐震化の状況



#### (改定履歴)

平成 22 年 3 月	策定
平成 24 年 5 月	一部改定
平成 28 年 3 月	改定
令和 3 年 3 月	改定

羽生市建築物耐震改修促進計画

- 発行 羽生市 令和3年3月
- 編集 羽生市まちづくり部まちづくり政策課  
〒348-8601 羽生市東6丁目15番地  
TEL 048-561-1121 FAX 048-561-6380  
ホームページ <http://www.city.hanyu.lg.jp>  
電子メール [machi@city.hanyu.lg.jp](mailto:machi@city.hanyu.lg.jp)